

厚真町議会全員協議会資料

(令和 8 年 2 月 12 日)

(協議案件)

- ① 厚真町過疎地域持続的発展市町村計画（案）について

厚真町まちづくり推進課

厚真町過疎地域持続的発展市町村計画（案）について

1 過疎地域持続的計画市町村計画について

過疎地域持続的発展市町村計画（以下、「市町村計画」といいます。）は、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「法」といいます。）」において、法に基づく各種支援措置（過疎対策事業債の発行等）を受けるために策定が必要となる計画のことです。国から地方自治体に対して、市町村計画の策定を義務付けるものではありませんが、本町では、令和8年度以降も、法に基づく各種支援措置を活用することから、令和7年度末で満了を迎える市町村計画の計画期間について、変更しようとするものです。

2 現行市町村計画（令和3年度～令和7年度）の振り返り

現行の市町村計画（令和3年度～令和7年度）に位置付けた「地域の持続的発展のための基本目標」、「計画の達成状況の評価に関する事項」と、その達成状況及び取組状況は、それぞれ次のとおりです。

地域の持続的発展のための基本目標	達成状況
① 人口に関する目標 令和7年における人口を4,430人とします。	令和7年12月における人口は、4,218人でした。（未達成）
② 財政力に関する目標 令和7年における町民一人あたりの総所得金額を3,025千円以上とします。	令和6年における町民一人あたりの総所得金額は、3,304千円でした。（達成）

計画の達成状況に関する事項	取組状況
毎年度、町の内部評価委員会及び外部評価委員会において、計画の達成状況の評価を行い、評価結果について、議会への報告及び町ホームページなどを通じた町民への説明を行います。	毎年度、第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年度～令和7年度）におけるまちの将来像、基本目標を達成するための事務事業について、町の内部評価委員会及び外部評価委員会において評価を実施し、町ホームページにおいて公表しました。また、第4次厚真町総合計画改訂版（令和3年度～令和7年度）の達成度を測るための指標である「まちづくり指標」の達成状況について点検し、毎年度策定する第4次厚真町総合計画改訂版実施計画の策定にあわせて、議会への説明を行いました。

3 市町村計画に掲げる事項

市町村計画に掲げる事項は、法第8条に基づき記載しています。概要は次のとおりで、現行市町村計画（令和3年度～令和7年度）からの主な変更点は下線で示しています。なお、市町村計画の本文及び変更のすべてについては、それぞれ資料1及び資料2を参照ください。

区分	内 容 等
基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎の概況 <ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査における人口総数が令和2年と昭和50年の45年間比較で2,544人（36.5%）減少。 ・特に高齢化の進行と若年層の流出等により年齢構成の偏りが顕著。 ・第1次産業就業人口が令和2年と昭和50年の45年間比較で1,525人（65.7%）減少。 ○ 地域の持続的発展方針 <p>総合計画のまちの将来像、基本目標や、総合戦略のもとに、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開させ、町民との協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>※ 第5次厚真町総合計画の策定後、市町村計画についても変更予定です。</p> <p>※ 市町村計画の再度の変更時期は令和8年6月以降を見込んでいます。</p> ○ 地域の持続的発展のための基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ①人口に関する目標 令和12年における人口を<u>4,134人</u>とします。 ②財政力に関する目標 令和12年における町民一人あたりの平均総所得金額等を<u>3,305千円</u>以上とします。 ○ 計画の達成状況の評価に関する事項 <p><u>毎年度実施する第5次厚真町総合計画や第3期厚真町地方創生総合戦略の進捗管理にあわせて、厚真町まちづくり委員会や議会などからの意見を踏まえ、隨時必要な見直しを講じるものとします。</u></p> ○ 計画期間 <p>本計画は<u>令和8年4月1日から令和13年3月31日</u>までの5箇年間とします。</p>
ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○移住・定住…宅地分譲の推進や定住支援の取組を進め、空き家の利活用を含めた安全で安心できる住生活の確保と定住促進を図る。 ○地域間交流…交流推進体制の確立や観光資源の魅力化のほか、<u>二地域居住の推進など</u>関係人口創出に向けた多様な交流を促進する。 ○人材育成…多彩な人材の発掘・育成のほか、地域資源を活用した起業化の育成・支援と、<u>子育て中の女性が活躍できる環境づくり</u>を進める。
イ 産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○農業…担い手の育成・確保のほか農業生産基盤整備等を進め、国際化の進展に対応する生産体制と安全・安心で良質な食料を安定供給する力強い農業・農村の確立を図る。 ○林業…適切な森林施業、林業従事者の育成・確保等により望ましい森林の姿に誘導し、地域産材の活用による林業活性化と雇用の安定化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ○水産業…シシャモの資源回復に努め、<u>ホッキ貝・ホタテ貝</u>等の資源管理とマツカワの栽培漁業を推進し、経営の安定・強化を図る。 ○工業及び企業立地…近隣市町との連携による苦東開発地域への立地誘導、都市部のIT企業等のサテライトオフィス等の企業誘致を進め、経済波及効果を高める。 ○商業…既存商工業者の経営近代化・安定化に向け、消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努める。 ○観光又はレクリエーション…こぶしの湯あつまを拠点に恵まれた自然環境や農業・農村の資源を生かした体験型レクの推進等、都市と農村の交流を促進する。
ウ 地域における情報化	<ul style="list-style-type: none"> ○情報・通信…<u>整備した光ファイバ網</u>等の情報通信システムを適切に維持管理し、<u>テレビ難視聴地域</u>の解消等、さらに必要な情報通信基盤の整備を進める。
エ 交通施設の整備、交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等…町民生活や社会・経済活動を支える重要な社会基盤として計画的な整備を進め、円滑な交通を確保する。 ○交通…バス事業者との連携により路線維持と利用者の利便性の確保に努め、デマンドバスの運行等により、交通空白地域の解消を図る。
オ 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道…水道未普及地域の解消と耐震化・老朽管対策を行い、安定した水道水を供給する。下水道は公共下水道・合併処理浄化槽により生活排水処理率の向上を図る。 ○廃棄物処理…3R運動の実践等によりごみの減量化をめざす。 ○消防・防災…消防体制や救急・救助体制の計画的整備・充実により対応力向上に努める。防災は、<u>近年発生した大地震を教訓とした地震・津波に対する備え</u>や予防対策を促進し、緊急対応力の向上に努める。 ○住宅・宅地の整備…優良民間住宅整備、分譲地の販売促進、厚真・上厚真両市街地の新たな宅地造成等に取り組むとともに、少子高齢化対応の居住環境を整備する。 ○公園・緑地…交流の場、非常時の待避スペースとして計画的な整備・維持管理を図る。
カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て環境の確保…子育てをまち全体で支えるための環境や体制づくり、支援制度の充実を図る。 ○高齢者の保健・福祉…高齢者が住み慣れた地域で充実した日常生活を送ることができるよう、高齢者の保健、介護予防、生きがいづくりや、<u>多様な担い手による支えあいの体制づくり</u>等総合的な施策を展開する。 ○障がい者の保健・福祉…すべての人々が平等に社会活動を営むことができるよう、療育体制、難病対応、就労支援など総合的な施策の展開を図る。 ○地域福祉…高齢者や障がい者等への声掛け、<u>ICTを活用した新たな見守りの仕組み</u>等により、地域全体で福祉活動を推進する。
キ 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○医療の確保…町内民間医療機関と圏域の第2次救急医療体制との連携を図り、安定した医療サービスを確保する。併せてライフステージに合わせた健康管理・健康づくりを推進する。

ク 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育…学校教育関連施設等の計画的改修や機器類更新のほか、時代に対応した教育活動の質的向上を図り、質の高い教育環境の確保に取り組む。 ○社会教育…<u>新たな活動や交流の創出、文化を育む文化交流拠点を整備する。</u>また、子ども達の放課後の安全・安心な居場所を確保し、創造力や豊かな心を育むほか、<u>多様な選択の場</u>の充実・支援に取り組む。 ○スポーツの振興…町民誰もが気軽に楽しく健康づくりができる施設環境の充実と有効利用や、本町の環境の優位性を活かしたスポーツ振興施策の戦略的推進に努める。また、<u>総合型地域文化・スポーツクラブを創設し、町民の文化・スポーツ、レクリエーション活動を支援する。</u>
ケ 集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自治…自治会等の自主活動の促進・コミュニティ維持、空き家・廃屋問題等の集落的課題に対応するため、集落支援員の設置による集落や地域課題の整理等、住民自治活動を支援する。地域おこし協力隊制度を活用し、都市部の優秀な人材の確保、町内での起業や定住を図る。
コ 地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域文化の振興等…本町の歴史史料を後世に継承していくため、適正管理に努めるとともに収蔵展示施設を整備する。町民共有の財産として古民家を保存・再生し、地域文化の振興等を図るとともに郷土芸能等の保存に努める。
サ 再生可能エネルギーの利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの利用の推進…公共施設への太陽光発電設備等の設置を行い、エネルギーマネジメントの構築を進める。また、<u>地球環境にやさしく災害にも強い「ゼロカーボンビレッジ」の整備など、カーボンニュートラル実現に向けた各種取組を進める。</u>
シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・広聴の充実…町民に行政情報を確実に伝え、町民と行政の協働のまちづくりとなるよう取り組む。 ○きめ細やかな情報発信…SNS等を活用し、本町のまちづくりや特色を全国にアピールし、町の認知度の向上を図る。 ○庁舎周辺施設の整備…庁舎建設に合わせ、他の公共施設等の再整備・再配置を行い、「まちのコア」として多様な交流を生み出す、空間の形成を図る。

4 パブリックコメントで寄せられた意見

令和7年11月から12月にかけて、市町村計画に係るパブリックコメントを実施し、町民2名から3件のご意見をお寄せいただきました。ご意見及び町の考え方については、資料3のとおりで、お寄せいただいたご意見を受けての計画の変更はありません。

5 市町村計画変更に係るこれまでの経過と今後の予定

令和7年11月	市町村計画（素案）の作成、北海道事前協議
12月	パブリックコメントの実施（2名3件の意見あり）
令和8年 1月	市町村計画（案）の作成、北海道正式協議
2月	全員協議会（本日）
3月	定例会議案提出、議決、主務大臣報告
6月以降	第5次厚真町総合計画策定、市町村計画の再度の変更